

最古の商標出願は 100 年前～ 7 月 7 日は各国の「七夕」商標出願状況にも注目～

1. 七夕の由来

7 月 7 日は、五節句のひとつである七夕として知られていますが、縁起の良い「陽数」が連なるため、「七夕の節句」と言われることもあります。

七夕は、織姫と彦星の年 1 回の逢瀬を祝う中国伝来の七夕伝説と、織姫にあやかり機織りなどの技芸の上達を願い、巧みになるように乞う宮廷祭事を意味する乞巧奠に、日本古来の棚機つ女の伝説などが結びついて、現在のようなかたちになったようです。

日本や中国に加え、台湾、韓国、ベトナムにおいても七夕があるとのことですが、それぞれの国・地域の事情で内容は多少異なります。例えば、ベトナムでは天の川ではなく鳥（カラス）が再会する二人のための橋を作る、韓国では七夕は古くから「恋人達の日」とされており、イチヨウの木の種を贈り合う習慣があったそうです。

日本では「七夕」の日に雨が降ると「星が隠れて二人が会えない」と考えられていますが、韓国で「七夕」の日に雨が降ると「二人が再会を喜んで流した涙」と考えるそうです。もし、その翌日に雨が降ったら今度は「別れを惜しむ涙」と解釈されていることも注目される点だと思えます。

因みに中国や韓国などは旧暦の 7 月 7 日（2020 年は 8 月 25 日）が七夕の日となっています。

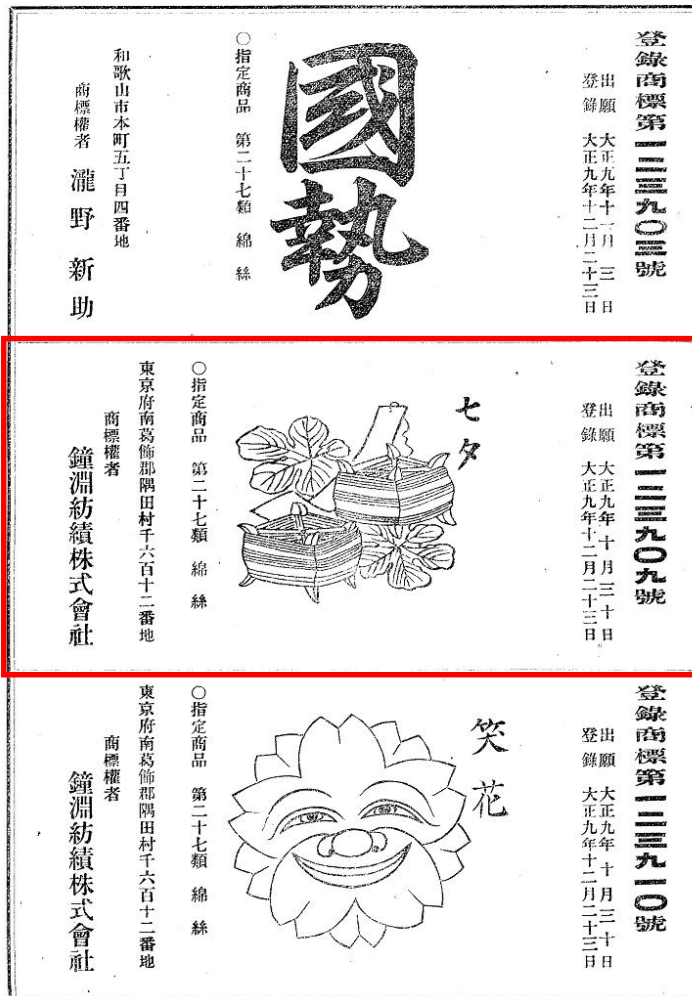
それぞれ国によってイメージが異なるようですが、今回は日本・中国・台湾・韓国・ベトナムで「七夕」表記の商標を調べてみました。

指定商品・サービス内容からも七夕に対するイメージの違いが見えます。

2. 諸外国における七夕商標出願

まず、日本の商標で「七夕」を含むものが調査時点で 17 件ありました、最古の出願・登録事例は今からちょうど 100 年前の 1920 年（大正 9 年）の綿糸を指定したものです。また、権利が存続しているもので最も古いものは 1963 年（昭和 38 年）の穀物加工品を指定したものでした。

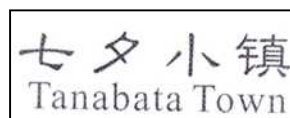
分類で集計すると 30 類が 5 件、29 類が 3 件、23 類が 2 件などとなっており、食品関係が多いことがわかります。



最古の七夕商標事例（1920年）

次に中国の商標では 2001 年以降の出願で最多の 686 件がありましたが、35 類が 76 件（11.08%）、25 類が 75 件（10.93%）、以下 41 類 45 件（6.56%）、30 類 42 件（6.12%）、9 類 30 件（4.37%）と 5 分類で 4 割近いものとなっており、14 類・24 類が各 25 件、29 類が 24 件、43 類が 23 件、21 類が 22 件と上位 10 分類で 56.4% を占めている。

また、近年では以下のように「TANABATA」を併記したものもあり、日本語を想起させる事例も見受けられます。



日中以外でも韓国の商標では32件、台湾では3件(いずれも韓国企業の出願)、ベトナムでは1件がヒットしました。韓国語表記の「칠석」(チルソク)ではなく七夕という漢字表記の事例もあり、ベトナムのヒット事例も「七夕(図形)とTANABATA」の表記が見られます。



巻末の表1では、これら5つの国・地域別に分類表に件数を表記しています。

発明推進協会では、さまざまな調査業務経験や内外専門家とのネットワークを活かしたIPコンサルティングサービスを通じて、海外進出される企業や自治体等に対し、現地法制の調査や特許・意匠・商標等の定期的な調査・分析・翻訳・資料取寄せとともに個別代理人・出願人等の調査、現地における知財活動のサポート等を行っていますので、お気軽にお問合せください。

(一般社団法人発明推進協会 知的財産情報サービスグループ

市場開発チーム課長 幡野 政樹)

電話 : 03-3502-5491 FAX : 03-5512-7567 E-mail : jyohou@jiii.or.jp

表1 5カ国・地域の七夕商標（分類別集計）

区分	概要	JP	CN	KR	TW	VN
第1類	工業用、科学用又は農業用の化学品		1			
第2類	塗料、着色料及び腐食の防止用の調整品		1			
第3類	洗浄剤及び化粧品		21	2	3	
第4類	工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤		1			
第5類	薬剤		16			
第6類	卑金属及びその製品		1			
第7類	加工機械、原動機（陸上の乗物用のものを除く。）その他の機械		3			
第8類	手動工具		2			
第9類	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具		30			
第10類	医療用機械器具及び医療用品		12			
第11類	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛生用の装置		6			
第12類	乗物その他移動用の装置		6			
第13類	火器及び火工品		0			
第14類	貴金属、貴金属製品であって他の類に属しないもの、宝飾品及び時計	1	25			
第15類	楽器		2			
第16類	紙、紙製品及び事務用品	1	19			
第17類	電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック		3			
第18類	革及びその模造品、旅行用品並びに馬具		11			
第19類	金属製でない建築材料		4			
第20類	家具及びプラスチック製品であって他の類に属しないもの		14			
第21類	家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品		22			
第22類	ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維		2			
第23類	織物用の糸	2	2			
第24類	織物及び家庭用の織物製カバー		25			
第25類	被服及び履物	1	75			
第26類	裁縫用品		7			
第27類	床敷物及び織物製でない壁掛け		3			
第28類	がん具、遊戯用具及び運動用具	1	10			
第29類	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物	3	24	2		
第30類	加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く。）及び調味料	5	42	3		
第31類	加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料		21	1		
第32類	アルコールを含有しない飲料及びビール	1	14	1		
第33類	ビールを除くアルコール飲料	1	20	3		
第34類	たばこ、喫煙用具及びマッチ		2			
第35類	広告、事業の管理又は運営、事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供		76	3		
第36類	金融、保険及び不動産の取引	1	14			
第37類	建設、設置工事及び修理		3			
第38類	電気通信		11			
第39類	輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配		17			
第40類	物品の加工その他の処理		6			
第41類	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動		45	12		1
第42類	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発		18	1		
第43類	飲食物の提供及び宿泊施設の提供	1	23	1		1
第44類	医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務		6			
第45類	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務（他の類に属するものを除く。）、警備及び法律事務		20	2		
合計	JP,VNは1出願で複数区分指定を集計、KRは分類不明1件有り	18	686	31	3	2